

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

令和3年4月30日付けで厚生労働省保険局保険課通知「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定の
について」（以下「本通知」）が発出されました。

これまで、夫婦が共同で扶養する子については、昭和60年の通知に基づいた扶養認定を行ってきまし
たが、令和3年8月1日以降は本通知が適用となり、昭和60年の通知は廃止となります。

この通知に伴い、当健保組合の扶養認定の運用を変更いたしました。

本通知のポイントは以下の通りです。

◆ 年間収入の考え方

夫婦共同扶養における「年間収入」は、「過去・現在・将来の収入（賞与含む）等から
今後1年間の収入を見込んだ額」とすることが明確化されました。

配偶者が国民健康保険の被保険者であるときも「年間収入」を確認します。

◆ 育児休業等の取扱い

被保険者の育児休業等の期間中は、特例的に被扶養者を異動しないこととされました。

ただし、新しく誕生した子については、改めて扶養の認定申請手続きを行います。

◆ 扶養再認定

夫婦の年間収入の逆転等により子を扶養から削除する場合は、年間収入が多くなった方
の保険者（健保組合等）が扶養認定することを確認してから削除することとされました。

本通知は、続柄により対象が限定されないことから、子以外にも適用されます。

◆ 「不認定通知」の取扱い

他保険者（健保組合等）の認定事務が円滑に行われるよう、年間収入が多くなった方の
保険者（健保組合等）宛に認定しなかった理由等を通知します。

なお、他保険者（健保組合等）と協議するときは経過を残します。

◆ 認定結果に異議がある場合

被扶養者認定後、その結果に異議がある場合には、被保険者または関係保険者（健保組
合等）の申立てにより、被保険者の勤務する事業所の地方厚生（支）局が意見を聞き斡旋
を行います。